

44	福祉保健局	がん医療・在宅療養の取組の着実な推進
事業概要	<p>【がん医療】 平成25年3月に、「東京都がん対策推進計画（第一次改定）」を策定し、「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上」を図ることにより、「がんになっても自分らしく生活できる社会の構築」を目指し、がん医療提供体制の強化やがん患者・家族に対する相談支援体制の充実等に取り組んでいる。</p> <p>また、平成30年3月に、これまでのがん対策施策の成果を踏まえ、AYA世代のがん対策等の新たな課題を盛り込んだ、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」を策定した。</p> <p>【在宅療養】 急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることのできる仕組みを構築し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図っている。</p>	
これまでの経過	<p>【がん医療】</p> <p>平成13年度から がん診療連携拠点病院 整備 平成20年3月 東京都がん対策推進計画 策定 平成20年度から 東京都認定がん診療病院 整備 （平成27年度から東京都がん診療連携拠点病院に変更） 平成22年度 がん登録推進事業 開始 平成24年度から 東京都がん診療連携協力病院 整備 小児がん拠点病院 整備 平成25年3月 東京都がん対策推進計画（第一次改定） 平成25年度から 東京都小児がん診療病院 整備 東京都小児がん診療連携協議会 設置 平成26年3月 東京都がんポータルサイト 開設 平成27年度から 地域がん診療病院 整備 平成30年3月 東京都がん対策推進計画（第二次改定）</p>	

これまでの経過	【在宅療養】	
	平成 19 年度	在宅療養環境整備支援事業（区市町村包括補助事業） 開始
	平成 21 年度	在宅医療相互研修事業（※） 開始
	平成 22 年度	在宅医療連携推進事業 実施 在宅医療普及事業 開始 （平成 27 年度から在宅療養普及事業へ名称変更）
	平成 23 年度	在宅療養支援員養成事業 開始 医療連携強化研修事業（※） 開始
	平成 24 年度	在宅医等相互支援体制構築事業 開始
	平成 25 年度	小児等在宅医療連携拠点事業 開始（平成 26 年度まで） 在宅療養推進区市町村支援事業 開始（平成 27 年度まで）
	平成 26 年度	在宅療養研修事業（※を再構築） 開始 在宅療養移行支援事業 開始 在宅療養支援員育成事業 開始 （平成 27 年度から在宅療養移行体制強化事業に名称変更）
	平成 27 年度	在宅療養推進基盤整備事業 開始 区市町村在宅療養推進事業 開始 退院支援人材育成事業 開始
	平成 28 年度	暮らしの場における看取り支援事業 開始
	平成 29 年度	小児等在宅医療推進事業 開始
	平成 27 年度	在宅療養推進基盤整備事業 開始 区市町村在宅療養推進事業 開始 退院支援人材育成事業 開始
	平成 28 年度	暮らしの場における看取り支援事業 開始
	平成 29 年度	小児等在宅医療推進事業 開始

現在の進行状況	<p>【がん医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都がん対策推進計画（第一次改定） 全体目標である「がんによる死亡者の減少（がんの年齢調整死亡率の 20%減少）」等の達成に向けて、がん対策を総合的に推進 ○ がん診療連携拠点病院の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において質の高いがん医療を効率的に提供するため、高度ながん医療機能を有する病院として国が指定（27 病院） ・ 集学的治療及び緩和ケアを提供する体制、がん診療連携協力体制の整備を図るほか、相談支援、院内がん登録等を実施 ○ 地域がん診療病院の整備 がん診療拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、がん診療連携拠点病院との連携により、集学的治療等を提供するとともに、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を国が指定（1 病院） ○ 東京都がん診療連携拠点病院の整備 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度ながん医療機能を有する病院を都独自に指定（8 病院） ○ 東京都がん診療連携協力病院の整備 がんの発症部位ごとに高度ながん医療機能を有する病院を都独自に指定（22 病院） ○ がん登録推進事業 がん医療の水準の向上を図るため、都内医療機関の院内がん登録データの収集・分析を行うとともに、院内がん登録実務者の人材育成を実施（都立駒込病院に院内がん登録室を設置） ○ 小児がん拠点病院の整備 地域における小児がん医療及び支援を提供する中心的役割を担う病院として、国が指定（2 病院） ○ 東京都小児がん診療病院の整備 国の小児がん拠点病院に準じて、小児がんの診断や治療において一定の実績を有する医療機関を都独自に認定（11 病院）
---------	--

- 東京都小児がん診療連携協議会の運営
小児がん拠点病院や東京都小児がん診療病院による東京都小児がん診療連携ネットワークを構築し、ネットワーク参画病院を中心とした東京都小児がん診療連携協議会において、早期診断・早期治療のための診療連携、相談支援及び普及啓発等に関する課題を検討
- がん患者就労等普及啓発事業
がん患者の治療と就労との両立を支援するため、ハンドブックの作成やシンポジウムの開催等により、事業主等のがんに関する理解を促進
また、がん患者・家族からの就労に関する相談に適切に対応できるよう、病院の相談支援員向け研修会を開催
- 東京都がんポータルサイト
がんの予防・早期発見、がん医療、緩和ケア、がん相談及びがん登録等、がんに関する情報を一元化し、分かりやすく情報を提供
- 【在宅療養】
- 在宅療養普及事業
 - ・ 身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みを構築するため、「東京都在宅療養推進会議」を開催し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養を推進
 - ・ 在宅療養への円滑な移行を促進するための「東京都退院支援マニュアル」(平成27年度改訂)を病院、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、区市町村等へ配布
- 在宅療養環境整備支援事業(医療保健政策区市町村包括補助事業)
在宅療養支援窓口事業、在宅療養推進協議会、在宅療養後方支援病床確保事業に係る区市町村の取組を支援
- 在宅療養支援員養成事業
区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」において、在宅療養のコーディネーター機能を担う人材に対し、業務に必要な知識、技術等を付与するための研修を実施
- 在宅医等相互支援体制構築事業
在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図るため、在宅医が訪問看護ステーションと連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を確保する取組を支援
- 在宅療養研修事業
在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、そのリーダーを中心として、地域ごとに、病院スタッフと在宅療養患者を支えるスタッフとの相互研修や、医療職と介護職が連携し相互に知識を深める多職種連携研修等を実施

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅療養移行支援事業 入院患者の円滑な在宅移行支援や、在宅療養患者の緊急受入に対応するため、地域医療を担う 200 床未満の指定二次救急医療機関に対し、看護師や社会福祉士などの職員配置を支援 ○ 在宅療養移行体制強化事業 高齢者等が円滑に在宅生活に移行できるよう、支援を行う人材に対する研修を行うためのカリキュラムを作成し、都内全病院を対象に研修を実施 あわせて、研修修了者を院内に配置し在宅療養移行支援等に取り組む 200 床未満の病院（指定二次救急医療機関等を除く。）に対して補助を実施 ○ 退院支援人材育成事業 退院支援業務に従事する人材の確保を図るため、退院支援専門部署を設置していない医療機関に対して、退院支援に必要な知識等を習得する研修を実施 ○ 在宅療養推進基盤整備事業 地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に情報を共有し、在宅療養患者を支える体制を構築するための取組を促進 ○ 区市町村在宅療養推進事業 医療と介護の連携強化を図るため、医療コーディネート体制の整備、退院患者への医療・介護連携支援体制の整備、在宅医と入院医療機関の連携促進、小児等在宅医療の提供体制の整備に係る取組を行う区市町村を支援 ○ 暮らしの場における看取り支援事業 看取りに関する理解を深めるため、都民や医療・介護関係者に対する普及啓発を実施するとともに、医師が看取りを実践するために必要な知識等についての研修を実施 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>【がん医療】 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」に掲げる目標の達成に向け、がんの医療提供体制の推進、切れ目のない緩和ケアの提供、ライフステージ（小児・AYA世代、働く世代、高齢者）に応じた対策等に取り組んでいく。</p> <p>【在宅療養】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に最も身近な区市町村を在宅療養の実施主体とした、地域包括ケアシステムの視点に立った地域の実情に応じた取り組みを支援していく。 ○ 広域的な医療・介護連携、普及啓発、人材育成など、都が実施したほうが効果的・効率的な取組については、区市町村との役割分担を明確にした上で、関係団体等とも連携し、取り組みを進めていく。 	
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 医療政策部 医療政策課</p>	<p>電話 03-5320-4423</p>